

対象建築物	主な構造	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。 (1) 木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、2 以上の階数を有するもの (2) 法別表第 1 (イ) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。） (3) 法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の適用を受けるもの	<b>基礎工事</b> 1. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造(階数 2 以下の建築物を除く) 2. 1. 以外の構造	基礎（基礎ぐいを除く）に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	<b>建方工事</b> 主な構造 ア. 木造 イ. 鉄骨造 ウ. 鉄筋コンクリート造 エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造	特定工程 柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法の場合は、耐力壁の設置工事） 1 階の鉄骨の建て方工事 2 階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版の取付け工事 1 階の鉄骨の建て方工事	特定工程後の工程 壁の外装工事又は内装工事 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事 2 階のはり及び床のコンクリート打込み工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の柱又は壁の取付ける工事 柱又ははりの配筋工事

適用除外

- ・法第 68 条の 20 第 1 項の適用を受ける建築物
- ・法第 85 条の適用を受ける建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書（同法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書に限る。）の交付を受ける建築物

備考

- ※建て方工事に関する特定工程において、複数の異なる構造を併用する建築物で、上表アからエまで 2 以上の工事の工程を含むものにあつては、アの工事の工程が含まれるものはアの工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。
- ※複数の工区に分けて施工する場合において、工程を 2 以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。

芦屋市（平成26. 4. 1から）

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のもの (1) 木造又は木造と木造以外の構造と併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、2以上の階数を有するもの (2) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る）	(1) 木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法にあっては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事は又は内装工事
	(2) 鉄骨造	1階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
	(3) 鉄筋コンクリート造	2階のはり及び床の配筋工事。（当該工事を現場で行わないものは、2階の床版の取付け工事）	2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。（当該工事を現場で行わないものは2階の柱又は壁の取付け工事）
	(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事
	(5) 上記以外のもの	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事

備考

主な構造欄に掲げる複数の異なる構造を併用する建築物で、(1)から(5)までの2以上の工程を含むものにあつては、(1)の工程が含まれるものは(1)の工程を、それ以外のものはいずれかが早期に終了する工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、(1)から(5)までのいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。

適用除外

- ・建築基準法第7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物
- ・法第68条の20第1項の適用を受ける建築物
- ・法第85条の適用を受ける建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書（同法第6条第3項に規定する「建設住宅性能評価書」に限る。）の交付を受ける建築物